

## 春日井市認知症高齢者等見守り支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、社団法人セーフティネットリンケージが実施する見守り支援事業（以下「事業」という。）を活用することにより、認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、高齢者等及びその家族が事業を利用する際に必要とする経費の一部を助成することとし、その実施について必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、市内に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けた在宅の者その他市長が適当と認める者（以下「対象高齢者等」という。）又はその者を現に介護している家族等とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象高齢者等又はその家族等が、第8条第1項に規定する登録事業者に依頼し、GPS端末等（全地球測位システム（GPS）等を内蔵し、対象高齢者等の位置情報をインターネット等から検索できる機器をいう。以下同じ。）を導入するもの。
- (2) 対象高齢者等又はその家族等が、みまもりあいプロジェクト（認知症高齢者等が行方不明となった場合に、スマートフォンのアプリケーションを使用し、個人情報の保護を図りつつ、家族が直接搜索者情報を配信し、協力者に依頼できる搜索支援システムをいう。）に登録するもの。

(助成金の額等)

第4条 前条第1号の事業に係る助成金の額は、GPS端末等の導入に要

する費用の額とし、対象高齢者等 1 人につき 1 回に限り、1 万円を限度とする。

- 2 前条第 2 号の事業に係る助成は、みまもりあいステッカー（対象高齢者等が行方不明となった場合に、対象高齢者等の発見者からその家族等に直接通報することができるフリーダイヤル及び個人 I D を記載したステッカーをいう。）の現物給付とし、対象高齢者等 1 人につき 1 回限りとする。

（助成の申請）

第 5 条 助成を受けようとする者は、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（助成の決定）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成決定通知書（第 2 号様式）又は春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成却下通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第 3 条第 1 号に規定する事業について、前項の規定により助成を実施することとしたときは、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成対象者決定通知書（第 4 号様式）により、申請者の指定する登録事業者に通知するものとする。

（助成の取消し）

第 7 条 市長は、申請者が虚偽の申込その他不正な手続により、事業の助成の決定を受けたときは、助成の決定を取り消し、助成の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業の助成の決定を取り消したときは、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成決定取消通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

(登録事業者への委任)

第8条 申請者は、第3条第1号の助成金の変更申請、請求及び受領について、第11条の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）にその権限を委任するものとする。

(助成変更の申請及び決定)

第9条 前条の規定により委任を受けた登録事業者（以下「受任登録事業者」という。）が助成の内容を変更しようとするときは、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成変更申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成変更決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(報告及び請求)

第10条 受任登録事業者は、申請者がGPS端末等の利用を開始したときは、第6条第2項の規定により通知された申請者の氏名、利用を開始した年月及びGPS端末等の導入に要した費用を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、受任登録事業者に交付する助成金の額を決定し、春日井市認知症高齢者等見守り支援事業助成額決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 受任登録事業者は、前項の通知の後に助成金の交付を市長に請求するものとする。

(事業者の登録)

第11条 GPS端末等の取扱事業者として登録を受けようとする事業者は、GPS端末等事業者登録申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、別表に定める基準により、速やかに登録の可否を決定し、GPS端末等事業者登録決定通知書（第10号様式）又はGPS端末等事業者登録却下通知書（第11号様式）により、同項の申請者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する登録の有効期間は、3年とする。ただし、登録日が年度の途中となった場合は、登録日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（登録変更等の届出）

第12条 登録事業者が登録の内容を変更したときは、GPS端末等事業者登録内容変更届出書（第12号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者が事業を中止し、又は廃止したときは、GPS端末等事業者登録中止・廃止届（第13号様式）により市長に届け出なければならない。

（調査）

第13条 市長は、事業の対象者に対して、助成の決定のために必要な事項について調査することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくはその事業所の従業者又はこれらの者であったものに対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

（登録の取消し）

第14条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) GPS端末等導入費用に係る助成金の請求について不正があったとき。
- (3) 別表に定める基準に従って適正な事業の運営をすることができなく

なったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、登録事業者として著しく不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、GPS端末等事業者登録取消通知書（第14号様式）により当該取消しを受けた事業者に対し、通知するものとする。

（協力者の募集）

第15条 市は、みまもりあいプロジェクトの協力者の募集に関し、認知症サポーター養成講座を活用し、市民への啓発に努めなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市認知症高齢者等見守り支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市認知症高齢者等見守り支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市認知症高齢者等見守り事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市認知症高齢者等見守り事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。